

ご参考

2008年2月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ツ ヲ ァ イ
代表者の役職氏名 代表取締役社長 田 路 正
(コード番号：2417 東証第二部)
問 い 合 わ せ 先 管 理 本 部 長 福 島 徹
電 話 番 号 03-3519-7401

前受金の保全措置について

当社は、お客さまから頂戴する入会に係る費用のうち、サービス未提供部分の保全措置として、三井住友銀行と信託契約を締結いたしました。消費者保護への社会の要望が高まっている状況下、将来のサービスに料金を前払いすることへのお客さまの不安を解消し、よりお客さまに安心してご利用いただける環境を整えるべく導入するものです。従来より、決算上では、前受金として、全額処理しておりましたが、新たに信託勘定で分別して管理いたします。前受金保全措置の実施については、結婚相手紹介サービス業界において、先進的な取り組みとなります。

記

1.契約の目的

当社の入会者からお預かりする費用のうち、サービス未提供部分の前受金を信託し、信用リスクから切り離すことにより保全します。

この保全措置により、サービス未提供部分の金額保護を入会者に保障するものであります。

2.信託契約の概要

当信託は、当社を委託者、三井住友銀行を受託者、入会者を第一受益者とする信託契約となります。受益権の行使は、受益者を代表する受益者代理人(弁護士)が行います。

当社は、毎年2月20日、8月20日を基準日とし、その時点で入会者からお預かりしている前受金以上の額を信託します。当初(2008年2月21日時点)の信託元本合計額は、2億6千万円となります。今後、基準日毎に、前受金の金額に応じて信託金額の見直しを行い、当該基準日の翌日から2ヵ月以内に信託金額を変更します。

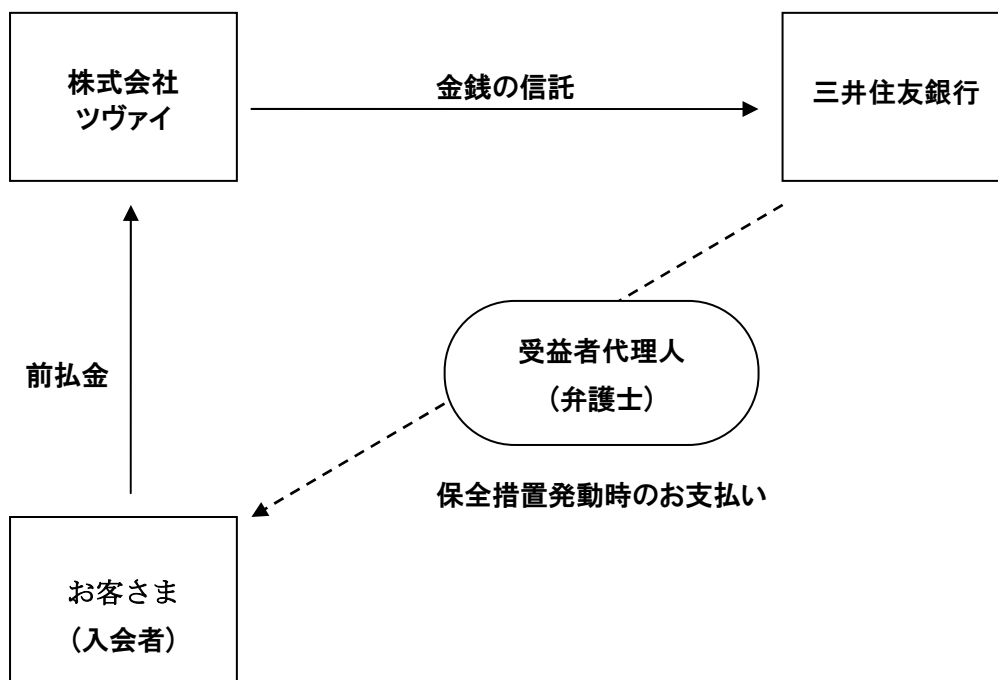
【ご参考】

「前受金」に対する保全措置について

当業界が 2004 年 1 月に特定商取引に関する法律の対象業種に指定され、それに伴う経済産業省令により、特定継続的役務提供に係る前払取引(特定継続的役務提供に先立ってその相手方から 5 万円を超える金銭を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。)を行うときは、当該前払取引に係る前受金について保全措置を講じているか否か及び、保全措置を講じている場合には、その内容を契約の概要について記載した書面(概要書面)、及び契約の内容を明らかにする書面(契約書)に明記しなければならないとされております。

※特定商取引に関する法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

【保全措置（信託契約）のスキーム図】



以 上